

日本近代の個と国家

— 兵役を拒む人々の思想と行動を通して —

平賀 明彦・平賀 麻悠

はじめに — 課題の設定と研究史

本稿では、日本の近代に事例をとりながら、兵役拒否の問題を通して、国家と人々の取り結ぶ関係の一端について考察し、論点を提示してみたい。徴兵制という近代国家にとって最重要のシステムは、とくに近代における戦争が、それ以前とは異なって、国家間のみならず総力戦の様相を呈して世界的規模で行われるようになると、単純に兵力を量的に確保するというだけでなく、国民統合の観点からもシステム的に遺漏のない徹底性をもった内実を備えねばならず、それは国民一人ひとりの精神的内面生活においても合意形成という形での裏づけを担保するような質のものとして完備されなければならなかった。また、とくに日本の近代のように、19世紀後半から20世紀半ばにかけて、大きなもので言えば10年ごとに、局地的なものまで数えれば、ほとんど連年対外戦争を行っていた国家にあっては、徴兵制は常備兵の確保とその質の維持というだけでなく、常に実践配備が想定され、最前線に兵士として立つことが前提された制度であって、個々人の生死が常に問われる、他とは異なる突出した緊張感をともなったシステムであって、国家と国民の在り様を、その意味で鋭く表出する内容を持った国家制度であった。そして、国民皆兵を前提としたシステムである以上、国家は、まさに一人たりともそこからの例外を作らぬよう躍起となり、死を賭さなければならない国民は、当然ながらその災厄から出来得る限り免れようと考え、そこには緊張感を孕んだ対抗関係が生まれ、国家と国民の本来的な対峙の側面が現れるはずである。従来、研究史が蓄積されてきた良心的兵役拒否や徴兵忌避の問題は、このような観点から重視されてきたと言える。

この分野に関しては従来の研究史に加え、最近

さらに多くの検証が積まれ、新たな論点も提示されようとしている。^①また、それらが、徴兵制を含めた近代日本の軍事史、軍隊制度史の成果を基礎に積み上げられていることは多言を要しないが、ここではそこにまで立ち入る余裕がなく、とりわけ、制度そのものを支える軍国主義の深度や浸潤のための諸施設の整備などについて触ることはできない。本稿のテーマが国家と国民の緊張関係について論点を整理することにある以上重要な点^②であるが、他の機会に譲りたいと思う。

ところで、最近の研究成果の中で、本稿の課題とも関わり、また、用語そのものの定義にも関係することなので、佐々木陽子編著『兵役拒否』について少し触れておきたい。本書は、良心的兵役拒否の問題を主要に取り上げながら、それを日本を含め、アメリカ、ドイツ、イギリス、イタリアの各国の事例検討を通して、国際比較的に検証し、その本質的な意味を解明しようとした非常に興味深い、示唆に富んだ良書であり、この分野における最近の研究水準を示すものと言えるだろう。そして、そのような国際比較を目的とした視点であるが故に、兵役拒否について以下のような包括的な定義づけを行っている。すなわち「兵役に就くことに『否』を突き付ける行為全般を広義に『兵役拒否』と捉え、宗教に依拠した『良心的兵役拒否』も、自傷行為や失踪、逃亡などの『徴兵忌避』も包括した概念」として位置付けているのである。「兵役拒否に強靭な精神や意志をみてとり、これを『積極的抵抗』として、一方、忌避はそれらを欠如させているがゆえに『消極的抵抗』とすることで両者を差異化させることは可能だろう」としながらも、「『生命を慈しむ』、『暴力嫌い』であることで両者は共振して」おり、「戦時の兵役が究極的には『死への動員』に行き着くため」、「生

命をめぐる個人と国家の緊張関係を問いかける窓口として両者をともに論じる」としている。そしてさらに進んで「徴兵忌避を特殊日本のとし、良心的兵役拒否を欧米的とする二項対立から自由でなければならない」ことを主唱する。^③

国際比較の手法に拠りながら「兵役拒否」に示された「個人と国家の緊張関係」を問題にする上で、このような包括的規定は必要であろうし、恐らく有効であり、実際にその成果を本書は生み出していると考える。しかし、「良心的兵役拒否」と「徴兵忌避」は、行動様式における積極、消極以上に内在的な、その意味で質的な差異を持っている点をやはり見逃すことはできないのではないだろうか。「特殊日本の」「欧米的」という「二項対立」を避けるべきはもとよりであるが、国民国家形成の進度や、それに規定されながら、一方で従来からのそれぞれの国家がもつ精神的風土、宗教的バックボーンなどの内的な、そして、近代における軍事である以上、それぞれの国家を取り巻く国際環境の著しい差異の中で、徴兵制とそれを支える軍国意識に相当な開きがあることを考えるとき、そのシステムに対抗する行動のあり方も、また相当の多様性を生み出すことになる。それらを包括的に「兵役拒否」という概念で括ってしまうことには、やはりかなりの無理を感じざるを得ない。むしろ、それらの差異を際立たせる、個人と国家の緊張関係の質の違いにこそ焦点は当たるべきであり、そこに示された抵抗の姿勢とその背景の固有性にこそ問題解明の鍵があるように思える。本稿では、国際比較の中で得られた「兵役拒否」の各国での態様について同書から多くを学びつつ、とくに近代日本における良心的兵役拒否と徴兵忌避の在り方の違いに着目することの意味を考えてみたい。

日本における良心的兵役拒否については、これまでの研究史に加え、最近、稻垣真美によって新たな検証が与えられた。ここでは、良心的兵役拒否の広義化が目指され、「良心的」戦争拒否や軍務拒否、軍事費拒否などまで視角を広げ、抵抗の姿勢の多様性について意味を問い合わせ直そうとしてい

^④ その中で、明石順三、真人に代表される灯台社に拠った人々の動向をさらに精査した実証は綿密であり、日本における良心的兵役拒否の意味を考える上で、貴重な成果と言えよう。

本稿でも、それらに拠りながら課題に迫っていくが、とくに、日本における徴兵忌避の実情を^⑤ 明確に分析した菊池邦作の実証と分析は重要であり、ここでもそれに多くの助けを得て、実態の再確認からはじめ、それが良心的兵役拒否とどのような位相をもって成立していたのかを探り当てることを目指す。それは取りも直さず、徴兵忌避という形でしか軍との関係を切断できなかった、近代日本の軍と個人のあり方、あるいは近代における日本の軍国主義そのものの特質との関わりで重要な侧面だと考えるからである。その意味で、良心的兵役拒否の形態が成立しにくい構造という捉え方が可能かも知れない。しかし、もとより、単純なその言い換えは極めて危険であり、キリスト教的基盤の中で主として成立してきた良心的兵役拒否のあり方が、その土壤をそもそも欠いた日本で成立しにくく、また、一部に見られたその例も灯台社の一群の人々に極限されていたことに示されているように、その要素を抜きには説明できないからである。宗教的良心に従って抗命を表明したそれらの人々に対する、軍そのもの及び世間一般の対応が、恰も異邦人を見るかのような、自己の世界観の中では量りきれない異質なものとの遭遇の中で、一様に戸惑う様は、まさにそのことの証左であって、その後の弾圧が言語を絶する苛烈さで加えられたとは言え、そこに至るまでは暫しの問合せがあり、それは、まさに軍そのものにも対処不能な想定外の事態だったことを予想させる。それは、後発国民国家として出発した近代日本が、その初発の段階から、国民皆兵を国是として、軍国主義国家を作り上げていった経緯そのものに由来する側面が強いのではないか。そして、そのシステムの整備とともに、あるいは制度に先んじて準備された国民への軍国意識の注入、軍国主義教育の普及徹底のしくみと大きな関係を持ち、免役条項の存在も含め、徴兵の忌避がある程度想定さ

れ、且つまた、徐々にではあるがその対処が施されていき、明治末以降は、忌避そのものが相当困難な状況が生み出されていく経過はそのことと無関係ではないだろう。この点に関しては、徵兵令の改正過程を追うことである程度準えることができるので、まずその点を概観することから始めるが、徵兵忌避や徵兵逃れを市民的レベルで相互監視乃至は抑止するような、あるいはそれを明確な罪として認知するような庶民感情が、どのような形で定着し、再生産されていったかという課題の追究には相応の裏づけが必要で、ここでは負い切れないで他日を期したいと思う。

徵兵制度の変遷 — 免役条項に焦点を当てて —

これまでの研究成果に拠りながら、明治当初以降の徵兵制の変遷について概観しておこう。国民皆兵が原則であったが、初期の徵兵制には免役規定が広範囲に認められており、その原則が必ずしも実態化されていなかった。それが、常備兵力整備の必要性に照応して次第に範囲が狭められ、皆兵の内実が整えられていく過程として捉えられるわけだが、とくに、ここでは徵兵忌避の問題との関係から各段階での免役条項に焦点を当てて検討しておこう。

1) 最初の徵兵令

1873年（明治6年）1月の徵兵令第3章には「常備兵免役概則」が規定されていた。その第1条には「身ノ丈ヶ五尺一寸（曲尺）未満者」^⑥、第2条には「羸弱ニシテ宿痾及ヒ不具等ニテ兵役ニ堪サル者」とあり、身体的理由による免役が定められていた。第3条は「官省府県ニ奉職ノ者 但等外も此例に准ス」、第4条は「海陸軍ノ生徒トナリ、兵学寮ニ在ル者」となっており、公職に就いている者やすでに軍籍にある者が除外された。第5条には「文部工部開拓其他ノ公塾ニ学ヒタル専門生徒、及ヒ洋行修行ノ者、竝ニ医術馬医術ヲ学フ者 但教官ノ証書竝ニ何等科目ノ免状書アル者（科目ノ等未定）」とあり、これにより学生の身分であれば徵兵を免れることが出来た。第6条から第8条は一家の長を兵役から外すための条項で、

第6条から順に「一家ノ主人タル者」「嗣子竝ニ承祖ノ孫」「独子獨孫」が徵兵令の適用外になるとしている。続く第9条では「罪科アル者 但徒以上ノ刑ヲ蒙リタル者」と定め、ここで法律上の犯罪者が免役の対象とされた。第10条の「父兄存在スレ共、病氣若クハ事故アリテ父兄に代ハリ家ヲ治ル者」も、前6条等と同様、一家を治める者を兵役から除外することが意図されている。次の第11条は「養子 但約束ノミニテ未タ実家ニ在ル者ハ此例ニアラス」とあり、次の第12条には「徵兵在役中ノ兄弟タル者」とあり、ともかく戸の維持が優先されていた事情がうかがえる。

また、徵兵令には免役条項を定めた第3章の他にも、徵兵を免れる条件を定めた条項がある。それが第6章の「徵兵雜則並扱方」である。中でも第15条では「本年徵兵ニ当リ、自己ノ便宜ニ由リ代人料金 270 円上納願出ル者ハ、常備後備両軍共之ヲ免ス 免役上納金ハ区長へ差出し、府県庁ニ纏メ 5 月中に陸軍省へ納ムベシ」とされていた。同じく第6章の第18条では「徵兵ニ閑スル事件ニ付、年齢及ヒ父母兄弟ノ有無或ハ虛病其他詐偽スル者ハ、官ヲ欺罔スルノ罪、若シ又戸長或ハ区長取調ヘ証印ノ上ハ、其証印ヲナセシ官吏ハ粗漏ノ罪、尚又徵兵ノ欺妄ヲ隠匿スル者ハ其ノ罪最重カルヘシ。右孰レモ新律綱令ニ照準シ、其罪ヲ糺ス可キナリ」とあり、免役条項の厳密な適用を規定していたが、周知の如く、これらの免役条項のために、実際の徵兵数は、初年から7年間は毎年1万560人を徵集するにとどまり、不足の場合は1年につき4320人の補充兵を加えるという措置だけであった。

2) 1889（明治22）年の改正

徵兵令は、この後、1979（明治12）年、1983（明治16）年の改正を経て1989（明治22）年の改正でその様相は一変する。まず、それまでは男子でも20歳が対象（徵兵編制並概則「徵兵ハ国民ノ年甫メテ 20 歳ニ至ル者ヲ徵シ」）であったのを変更し、17歳から40歳までの男子全てにその義務があるとした（第1条「日本帝国臣民ニシテ満 17 歳ヨリ満 40 歳迄ノ男子ハ總テ兵役ニ服スル

ノ義務アルモノトス」)。この兵役の義務については、同じく 1889 年に出された大日本帝国憲法第 20 条にも定められている(「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」)。

その他、常備兵や予備兵についても変更があったが、第 3 章(改正後)の「免役延期及猶予」は以前の「常備兵免役概則」と異なる点が多数ある。まず第 17 条「兵役ヲ免スルハ廢疾又ハ不具等ニシテ徵兵検査規則ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者ニ限ル」、第 18 条「左ニ掲クル者ハ徵集ヲ延期ス次年ニ於テ仍ホ徵集ニ適セサル者ハ国民兵役ニ服セシム第一 体格完全且強壯ナルモ身幹未タ定尺に満タサル者 第二 疾病中又ハ病後ニシテ労役に堪ヘサル者」とある。これら 2 つの条項は、改正前の第 3 章第 1 条及び第 2 条と同じく身体的あるいは健康上の理由による免役を認めている。だが、第 2 条(改正前)と第 17 条(改正後)では規定する内容は近似しているが細部には相違がある。第 17 条(改正後)の最後で「一二限ル」と強く限定していることにも因るが、こちらでは第 2 条(改正前)と異なり、「徵兵検査規則ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者」と徵兵検査規則という基準を設けて免役条件の範囲を明確に限定している点が重要であると思われる。また、第 18 条に関しても第一の「身幹未タ定尺に満タサル者」は改正前の第 1 条「身ノ丈ケ五尺一寸(曲尺)未満者」と同義と思われる。第二に関しても第 17 条とさほど変わりない。大きく異なるのは前半部で、第一、第二に該当するものは翌年に再度徵集し、それでも徵兵検査で落とされる場合には国民兵役(戦時または事変に際し、国民軍を編成する場合に充当される。または国内警備防衛に任せられる兵役)として兵役に就くという点である。こういった条項は改正前には無かったばかりでなく、改正前の段階ではそもそも徵集の延期という規定が無かった。

次の第 19 条には「公権ノ剥奪若クハ拘留中ノ者ハ徵集ヲ延期ス」とあり、これは改正前の第 9 条「罪科アル者 但徒以上ノ刑ヲ蒙リタル者」に共通する。ただし、こちらもいくぶん表現が限定されており、また改正後はあくまでも「延期」で

あって免役条項ではなくなった。

続く第 20 条、第 21 条、第 22 条はそれぞれ家庭の事情、学生である間の免役、上級公務員の免役を定めている。第 20 条には「徵集ニ応スルトキハ其家族自活シ能ハサルノ確証アル者ハ本人ノ願ニ由リ徵集ヲ延期ス其事故三箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ国民兵役ニ服セシム但分家又ハ絶家廃家再興ノ故ヲ以テ本条ニ當ル者其他自活シ能ハサル事故ヲ作為シタル者ハ其願ヲ許可セス」とあり、改正前の免役条項では、第 10 条「父兄存在スレ共、病気若クハ事故アリテ父兄ニ代ハリ家ヲ治ル者」がこれに近いと思われる。しかし、こちらも「三箇年」と再度徵集される迄に期間の限定があり、さらに 3 年が経過した後も完全な免役ではなく、「国民兵役ニ服セシム」とある。この条項は前半部分で「其家族自活シ能ハサルノ確証アル者ハ本人ノ願ニ由リ徵集ヲ延期ス」と、生活に苦しい者でそれを証明できる者であっても、自らそれを届け出て願い出なければ徵集の延期はしないと言っている。この条項によって国が国民に生活の貧しさ、苦しさに耐えるよう強制し、「我慢の美德」を宣伝しそれに基づいて国民を抑えつける結果が導かれたと考えられている。^⑦

第 21 条には「第十一條ニ掲クル学校ニ在校ノ者ハ本人ノ願ニ由リ満十六歳迄徵集ヲ猶予ス其事故満二十六歳迄ニ止ミ又ハ二十六歳ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス但第十一條ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル者ハ此限ニ在ラス 學術修行ノ為メ外国ニ寄留スル者ハ本人ノ願ニ由リ満二十六歳迄徵集ヲ猶予ス二十六歳迄ニ帰朝シ又ハ二十六歳ヲ過キ帰朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス但陸軍試験委員ノ試験ニ及第シタル者ハ一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得」とあり、改正前の第 5 条と同じく学生への配慮である。ただし、こちらも改正後第 20 条と同じように本人の願い、届けが無ければならないこと、あくまでも猶予を与えるだけであり免役にはならないこと、延期期間の猶予は満 26 歳までという制限があり、それを過ぎると抽選をせずに(通常の徵兵は抽選が行われる)徵集の対象とな

るなど、細かく制限があり発令当初のものより厳しくなっている。また、ここで言及されている改正後第11条では、前述したように特定の学校や試験に及第した者に対し、1年間陸軍の現役兵に服役させて特別教育を施し、その後予備役、予備役の後に後備役に服役させるとしている。

「免役延期及猶予」の最後の条項、第22条は「余人ヲ以テ代フ可カラサル職務ヲ奉スル官吏及市町村長、助役及収入役ハ予備兵ニ在ルト後備兵ニ在ルトヲ問ハス勤務演習簡閲点呼ノ為メ召集スルコトナシ法律ヲ以テ設立シタル議会ノ議員其開会中亦同シ」と、公務員や議員の扱いについて定めている。改正前では第3条「官省府県ニ奉職ノ者 但等外も此例に准ス」がこれに当たるが、改正後の方が条項が適用される範囲を明確にしており、さらには完全な免役ではなく勤務演習や簡閲点呼に応じなくてもよいというものであった。

1889（明治22）年の徴兵令改正で変更された条項は以上だが、この時点で消えていった項目が存在する。ひとつは、「一家の長の免役」について定めた改正前第3章第6条、第7条、第8条、第11条である。第11条は養子についてだが、これもまた「一家の長」を免役させるためと考えられるのでここに含む。また、改正前第12条では徴兵在役中の兄弟がいれば、その弟なり兄なりは徴兵から免れたが、改正後ではそういった規定はない。その他、実質は免役について規定したものであるのに、発令当初より何故か免役条項として扱われてはいなかったが、改正前第6章第15条の代人料についての条項も消えている。菊池によれば、この条項に関しては1873（明治6）年の発令当時より世間から不平不満の声が上がっており、福沢諭吉がこの条項に痛烈な批判を投げかけていたことは良く知られている。実際にこの条項を用いて免役されていた富商や地主など富裕層はそう多くはなかったようであるが、大金を積めば兵役を免れると言うあまりにも露骨な免役条項は、世間の反感を買っただろうことは想像に難くない。そのため、この代人料に関する条項は、1983（明治16）年の改正時にすでに廃止となっていた。

3) 兵役法

1927（昭和2）年に徴兵令は改正され、名称も兵役法と変更される。兵役法では現役期間が変更され、陸軍は2年、海軍は3年となった。

兵役法では、これまでの徴兵令のように免役条項のみを集めた章というものは存在しない。第3章で徵集について定めており、各々の章で免役あるいは延期の条件について述べている。

第3章で免役について定めているのは、第35条「兵役ニ適セザル者ハ兵役ヲ免除ス」、第37条「徴兵検査ヲ受クベキ者勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ適セズト認ムル疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常ノ者ナルトキハ其ノ事実ヲ證明スペキ書類ニ基キ身体検査ヲ行フコトナク兵役ヲ免除スルコトヲ得」、第52条「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ニシテ徴兵適齢ヲ過ギ戸籍法ノ適用ヲ受クル者ノ家ニ入りタル者ニ対シテハ徵集ヲ免除ス（略）」である。^⑨これらのうち、第37条については徴兵令（改正前）第2条や徴兵令（改正後）第17条および第18条と同様に身体または精神の疾病、異常による兵役の免除を認めている。疾病や精神異常を証明する書類があれば徴兵検査を受けずに免除となるのであるが、このような書類による承認はこれまでには見られなかったものである。また、第52条の戸籍法に基づく免役条項も、これまでには無かったものである。第35条については「兵役ヲ免除ス」と明文化してあるものの、「兵役ニ適セザル者」とあるだけで、具体的にどのような人が対象になるのかは不明である。また、兵役法でも学生や海外渡航者は免役ではなく延期の扱いとなる。

免役の項目としては、身体的・精神的疾患に加えて戸籍法適用外の人々も含まれることとなった。しかし、その他の項目は改正後の徴兵令同様に延期の対象となっており、延期の期間も全体的に短くなっている。例えば、生活が苦しく、現役兵として入営してしまうと家族の生活が困難になるとという場合も、免役ではなく延期の措置がとられる。この延期の期間は改正後の徴兵令では3年となっているが、兵役法第40条では2年と定められている。徴兵の網の目がさらにタイトになったことが

わかる。

この方向は、日中戦争の全面化とともに、加速度的に強められ、兵役期間の延長および召集範囲の拡大が進められた。1938（昭和13）年の改正では青年学校卒業者への特典が廃止され、歩兵の2年在當制が復活した。翌39年の改正では後備役（現役と予備役を終了したものが服する兵役）の区分を廃止して予備役（現役を終了したものが服する兵役）に統合された。さらに、この年と42年の改正では、戦時及び事変に際しては勅令によって学生の徵集延期、徵集年齢等の変更を可能とする規定が追加され、これに基づき、実際に43年からは学徒出陣や徵兵年齢の引き下げが実施されたのである。^⑩

明治初年の徵兵制制定時は現役兵としての入隊者は徵兵検査を受けた者のうち30人に1人の割合だったが、その後、検査規定の細則などが整備され、1933（昭和8）年頃までは徵兵検査者のうち入隊者は5～6人に1人の割合で大きな変化なく推移した。だが、日中戦争開始以降、この入隊者数は飛躍的に増大し、徵集率も上昇する一方で、アジア・太平洋戦争末期の徵集率は実に70%を超えることとなった。甲種合格者の基準自体も大幅に緩められており、それまでであれば乙種合格とされた者も甲種合格とされた。また、乙種合格者であっても現役兵として採用される場合が増えていた。^⑪

兵役を補完する諸装置の整備

免疫条項に焦点を当てながら徵兵制の変遷を追うことによって、軍と個人の関係が制度的に緊縛されていく経緯を明らかにしたが、これと同一歩調で、天皇制を強化する国家的諸装置が次第に整備され、軍国主義が国民の精神生活をも覆い尽くす状況が進行していった。徵兵制度の整備は軍国主義の精神的土壌を培養する諸施策によって補完されつつ進められていったのである。

主要なものをあげてみると、まず、1869（明治2）年に、維新の犠牲者等の慰靈を目的として招魂社が創立され、1879（明治12）年には靖国神社

と改名、後に國家神道の總本山とされ、戦争犠牲者を英靈とし、その追悼を媒介とした愛國心涵養の有効な装置として機能することになった。また、1882（明治15）には軍人勅諭が交付された。軍への自由民権運動の浸透を恐れ、軍人の政治関与を戒めることを目的に発せられたこの勅諭は、前文で日本の軍隊が天皇の軍隊であることを明示し、軍人の守るべき徳目として忠節・礼儀・武勇・信義・質素を掲げた。軍隊内でこの勅諭は神聖視され、後には中等学校でも暗誦を強要されることになった。御真影の下賜が開始されたのは、1885年（明治18）年からであるが、1889年からは教育勅語とともに天皇の神性を高めることを目的に実施された。天皇、皇后の写真が官公立の学校に下付され、天皇と同一のものとして取り扱うこととされ、祝祭日や学校行事の折には、式場正面に掲げ最敬礼することなどが定められていた。1931（昭和6）年には全国の学校に強制配置されることとなり、火災に備えて不燃性の奉安殿が設置されていった。1891（明治24）年からは、全国小学校で大祭祝日が制定され、そこで日の丸掲揚、君が代斎唱、そして教育勅語の奉読が督励された。

その他、国定教科書中歴史、地理、修身の各科には神話と忠君愛国思想の強制など、あらゆる方法で天皇制権力と結び付けて戦争の贊美と侵略の合理化、合法化が強調されていった。

これら軍国主義徹底の中核に据えられたのが教育勅語であった。教育勅語は軍国主義を鼓舞し、天皇制を支持・擁護するために、信仰的な演出が施され周知徹底が図られていった。勅語は、普通学校、特殊学校を問わず、小学校から大学まで、あらゆる学校に対してその謄本が下賜され厳重な保管が義務付けられた。前述のように、1891（明治24）年には「小学校祝日、大祭日儀式規程」が定められ、紀元節、天長節、新年祝賀の三大節の他、ほぼ全ての公式行事の際には全校生徒を集めて勅語の奉読とそれにに基づく訓示を行うよう定められた。

同じ年の11月には小学校教則大綱が改正され、修身科は、義務制であった尋常小学校ではそれま

での1時間半から3時間に、義務制をとっていたかった高等小学校では2時間に延長された。道徳教育の名の下に、教育勅語の趣旨である軍国主義教育が強化され、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン…」との内容が強制されたのである。修身科の授業時間では、生徒は修身の教科書の冒頭にある教育勅語を奉読させられた。しかも1度ではなく、何度も繰り返し読まされる。その上で教師からは天皇と皇室の尊厳、ありがたさ、国に殉する精神の尊さが延々と語られ、最終的には、国のために戦争で死ぬ事は国民にとって最大の名誉であり、光栄なことであるとの観念を等しく有することになるのである。

生徒をそのように指導する教師の教育は、さらに徹底していた。小学校教員の基礎を学ぶ場である師範学校では、教育勅語の暗記はもちろんのこと、原文を見ずに間違えることなく書けるようではなければ小学校教員として認められなかつた。

これらの軍国主義浸潤の国策は、軍直属の民間団体である帝国在郷軍人会を始め、青年団、婦人会などの官製組織によっても、日常的に人々の生活の中に入り込んで、その実現が図られていった。帝国在郷軍人会は在郷軍人や補充兵によって構成され、民間における反戦、厭戦的気分を抑え、戦意の高揚を持続させるとともに、各種軍事訓練の指導を行うなど、軍に協力し一般の人々に対して戦争協力の指導を行う組織であった。青年団や婦人会も、設立趣旨や構成員、その役割等でその成り立ちはさまざまであったが、官製的色彩が強まり、主務官庁の監督権限、そこへの軍の関与等が濃厚になるに従い、年齢、性の区別なく、国民一人ひとりに等しく、親軍的観念を培養し、戦争協力への体制を整えることにおいて重要な補完的役割を果たしていった。

徵兵忌避の実態

これまで見てきたように、徵兵制の緊縛が厳しくなり、まさに天網恢恢疎にして漏らさずの例え

通り、そこからの逸脱は至難の業であり、また、一方で軍国主義の浸潤は、天皇制の制度的定着と相俟って、着々とその成果をあげ、日常の実生活のみならず精神生活においても、天皇、皇室への敬慕、崇敬と愛国心は同一のものとなり、その下での良民たることは、とりもなおさず良兵たることと同義であるとの価値観が、抗いがたいものとして固着していった。そこにおける個人と軍の関係は、ほとんど切断し難い結びつきをもつことになるが、しかし、そのことは一方でそのような緊縛からの逃避——それは、生命が危険に晒されることを恐れ、その恐怖の回避を願う、至極当然の意識の発現だったわけだが——に向かう人々の行動様式を生み出していった。とりわけ、日本の場合、それは徵兵忌避という形であらわれ、継続されていった。

ここでは菊地邦作の研究に拠りながら、^⑫ その実態を概観しておこう。

菊地によれば、日本の徵兵忌避の歴史は、大きく3つの時期に分けることができると言う。第1期は徵兵令当初の血税一揆の時期である。この時期の徵兵忌避は、新政反対の諸運動と同化しており、闘争の形態・内容がともに百姓一揆とよく似ている点が特徴である。すなわち、農民が竹槍や鋤、鎌などで武装蜂起し、名主や官員宅、学校、集会所などを襲撃・破壊するという、国家権力と直接対決するタイプであった。

血税一揆は、徵兵告諭の中の「凡ソ天地ノ間一事一物トシテ税アラサルハナシ、以テ国用ニ充ツ、然ラハ即チ人タルモノ固ヨリ心力ヲ尽シ國ニ報セサルヘカラス、西人之ヲ称シテ血税ト云フ、其生血ヲ以テ國ニ報スルノ謂ナリ…」^⑬ という言葉を、一般国民が「徵兵とは生身から血を絞り取る税のこと」と誤解、早合点して起きた騒動であると言われているが、むしろ、この時期の反政府行動への結集力と動員のスローガンにこの「血税」の2文字が有効に利用されたと言うのが実態に近いと考えられている。人々は、血税反対をスローガンに、明治政府のその他の政策への反対も織り込んで起ち上がったのであり。明治6～7年に集中し

て起こったこの一揆が、倒幕派に呼応し支援したにも拘わらず、期待した維新政権の新政からは負担増のみが負わされ、それ故に不満をより強く抱いていた西日本の農民たちによって闘われたことがそれを良く示している。

第2期は、明治8年から17年頃で、徵兵令の免役条項を利しての徵兵逃れが運動化とも言える勢いで展開した時期である。270円または135円の徵兵代人料の納入による徵兵免除を中心とし、養子縁組や戸籍売買など、徵兵令第3章の条項を利用して合法的に徵兵を免れようとする傾向が強い時期であった。また、この時期は、いくつもある免役条項を利した徵兵逃れの方法を紹介した出版物が出回るなど、マスコミも巻き込んだ多様な徵兵忌避が横行したことでも特徴であった。組織的ではないが、大衆性があり、合法的且つおおっぴらに徵兵忌避が行われたとも言えるのである。

また、この時期の特徴としては、その免役条項をぎりぎりまで拡大解釈したり、故意に悪用したりすることにより、徵兵忌避を達成する例も数多く見られた。例えば、学校に籍を置いてはいるが実際は学校へは行かず、猶予制限年齢直前まで、落第を繰り返しても学生の身分であり続ける、または実際には養子に行ってはいないのに戸籍上の養子にしておく、さらには学生で徵兵を免れ、制限年齢に達する前に海外へ留学すると言った事例である。

第3期は、徵兵免除規定が大幅に縮小・削除され始めた明治18年から明治22年の大改正以降、アジア・太平洋戦争末期まで続いた。この時期は、後代になるに従って、免役条項は限定的となり、また、軍国主義の浸潤、それを補完する諸装置の強化によって、徵兵忌避という行為そのものが、政府・軍部はもちろんのこと、一般国民からも国賊または非国民扱いされて、忌避者たちが憲兵や特高に追われる状況になっていった。忌避の手段としては逃亡、失踪、身体毀損、故意の仮病、身体の衰弱化、意識的計画的に犯罪者となるなど、自らの社会的存在をかけ、時には命懸けの方法すら取らねばならなかった。そして、この時期は、

忌避はすぐれて個人的、閉鎖的環境の中で、孤独に生命の危険と戦い権力の追及を躲さなければならない行為となり、その点で、これまでの時期とは決定的に相違していた。

良心的兵役拒否とは

これらの徵兵忌避とのコントラストを意識しながら、次には日本における良心的兵役拒否の実情に触れておこう。蓄積された研究成果に拠って事例に触れる前に、まず良心的兵役拒否そのものの由来と性格について概観しておく。

良心的兵役拒否とは、国家権力による兵役強制を、自己の宗教的・倫理的・政治的良心に基づいて拒否することを指し、国家権力と、個人の思想・良心の自由・信教の自由などの諸権利との矛盾・衝突を意味する。そのため、その行為は、近代国家——それは個人の人権を守るために政治的フレームと通常考えられているのだが——における、軍と個、すなわち国家と個の法的緊縛の質と意味を問う結果ともなるのである。

良心的兵役拒否という言葉、思想はキリスト教圏で生まれた。英語では *conscientious objector* であり、「良心に従って拒否をする人」、さらには「兵役についての拒否者」という意味で、元々がキリスト教の精神から生まれたため、西洋での歴史は長い。

古代ローマの支配下にあったキリスト教の信者たちは、戦争に際しても武器を手にし、戦い、人を殺すことを拒んだ。「あなたは殺してはならない」(『旧約聖書』「出エジプト記」19章13節)や「剣をとる者はみな、剣で滅びる」(『新約聖書』「マタイによる福音書」26章52節)などの教えがその根拠であった。さらに「敵を愛し、迫害する者のために祈れ」(『新約聖書』同5章44節)という教えにより、「敵」と言う概念そのものが否定されたのである。

しかし、その後、4世紀のキリスト教の公認と国教化にともなって、信者たちはローマ帝国に保護される代価として、戦争への参加が義務付けられることになった。正当な理由なく逃れる者は破

門され、兵役拒否の態度すら非難の的となったが、その伝統自体は聖職者の真正な特権として維持された。

そしてそれは、伝統が16世紀以降の宗教戦争の中で、再洗礼派、クエーカー派などのキリスト教分派の唱えた平和主義へと結びついていった。彼らは中部ヨーロッパから西欧・東欧へ、さらにイングランドからアメリカ大陸へ移住し、今日まで続く兵役拒否の伝統の基礎を築いたのである。19世紀にアメリカに登場したエホバの証人などもこのような流れに属したが、キリスト教徒の中でも、武器を持つこと、軍隊に入ること、戦争に参加することを拒んだのは少数のキリスト教分派の信者だけであって、カトリックや福音教会などの主流派はそのような態度はとらなかった。

明治以降の日本における良心的兵役拒否の事例も、このようなキリスト教的土壤の上に成立し、表面化することになった。以下、その様子を追ってみよう。

日本の良心的兵役拒否

日本で最初の良心的兵役拒否者は矢部喜好であると言われている。1884（明治17）年、福島県に生まれた彼は、中学生のときにクリスチャンになり、伝道師として生活していた。1905（明治38）年、日露戦争時、召集令状を受けた矢部は、十戒にある「汝殺すなけれ」を全うすべく、連隊長の1人に直訴した。その結果、徴兵忌避と判断されて輕禁固2ヶ月の刑に処せられる。その後、仙台の第2師団長が喜好的父親に、息子を転向させ軍に復帰するよう説得を依頼したが、父である喜一もまた喜好的キリスト教への熱意に触発されてクリスチャンとなっており、この試みは奏効しなかった。それ以後も説得工作が続けられたが、最終的には「傷病兵の看護をする看護卒ならば、キリスト教の精神にも沿っているのではないか」との説得を受け入れ、隊内の病人の看護をすることで決着を見、日露戦争終結後の除隊を迎えた。^⑯

この事例からは、兵役拒否という前代未聞の出来事に、師団司令部を含め、まずはその対応に苦

慮し、処置に困惑していた事情がうかがえる。徴兵忌避として処罰し、輕禁固2ヶ月という、後代からすれば信じられない軽微の罪で罰した後、軍への復帰を一貫して説諭し、最終的には喜好の信仰に配慮して看護兵としての待遇で結末を付けるという顛末は、そもそも徴兵制度という枠組みの中に、兵役拒否という事態が想定されていなかっただけで示しているように見える。

この矢部喜好をはじめとして、明石順三、真人父子、村本一生、あるいは北御門二郎やイシガオサム等について、最近ではさらなる発掘が進み、^⑯新たな足跡が刻まれつつある。また、同様に良心的兵役拒否者と考えられる他の人々の存在も明らかにされつつある。そして、絶対数としては少数とは言え、近代日本におけるこれら一群の人々の思想と行動を、徴兵制及び軍の構造との関連の中で、より明確に位置付けようとする研究成果が積まれている。

これらによると、良心的兵役拒否という思想と行動への対応は、軍を始め一般の庶民レベルも含め、後々に至るまで、やはり想定外の事態への戸惑いとして捉えられる側面があったと思われる。徴兵制とそれを取り巻く軍国主義的諸装置の整備及びそれにともなう軍国主義の浸潤によって、刑罰等を含め、具体的な対処は苛烈さを増し、罰することにおいて徹底されていくが、やはり理解できない意想外の事態に対して、そうであるが故に暴力的に否応なく屈服させる方向に向かっていったように見受けられるのである。それは彼らに対する社会一般の受け入れ方にも共通していたように思われ、このような点にこそ、日本における良心的兵役拒否を問題にする場合の重要な論点があると考えられる。

まとめにかえて

近代日本における徴兵制の変遷とそれを取り巻く軍国主義的諸装置の整備、そして軍国主義そのものの浸潤の経過を追いかながら、その枠組みに一石を投じ波紋を投げかけづけた兵役拒否の動きを、先行研究の成果に拠りながら、徴兵忌避と良

心的兵役拒否の実情に即しながら検討してきた。

後発国民国家として出発した日本近代は、国民国家形成が帝国主義的国家膨張とほとんど同時に進行したところに特徴があり、それ故、初発の段階から内外に向けて軍国主義国家であり、内に向けては警察国家としての内実を持っていた。軍そのものとそれを取り巻く軍事システムの整備は、一貫して急であり、そこに対する国民の馴致も並々ならぬエネルギーと権力的手段で実行されていった。徴兵制度の厳格化とその前提づくりとしての軍国主義の浸潤は、それを補完する諸装置の整備と相俟って、国民を雁字搦めの網の目に絞り込んでいったのである。その過程にあって、戦いを恐れ、命を惜しみ、大切にしたいと考え、命を粗末にすることに抵抗感をもち、そのために人の命も奪いたくないと思う人々は、戦争や軍との関わりから出来るだけ自由でありたいと考え、なるべくその縛縛から逃れようと模索する。兵役拒否はこのような中で表面化するが、日本の場合、それは多く徴兵忌避という形をとることになる。徴兵令の免役条項を利用しての忌避が横行する当初の段階から、むしろ忌避そのものが社会現象としてマスコミをも巻き込んで世情に上るような時期が明治期に存在した。徴兵令そのものの厳格化と、それを取り巻く諸環境の整備が進められる中で、この傾向は急速に減退し、そのような行為は国家への離反であり、社会への背信であるとの烙印が押されるのにはさほどの時日を要しなかった。

この経過は、イタリアにおける徴兵制度の整備と忌避者への対応の歴史と近似しているのではないだろうか。^⑪ 日本に先立つほぼ半世紀前に、ヨーロッパにおける後発国民国家であったイタリアは、統一国家形成を果たして間もない段階で直面した、徴兵反対の騒乱と大量の忌避者に対して、暴力的な掃討作戦とともに、現役兵期間の短縮や一年志願兵制などを内容とする「リコッティー改革」を抱き合わせ、またそこに、忌避の「聖域」ローマの統一国家への統合などが重なることで、当初兵役対象者の1割以上を数え、反乱の列に加わることの多かった忌避者も、わずか2%余りに減少す

ることになったのである。「拒否のイタリア」から「同意のイタリア」へと移行したかに見えるこの現象は、しかしそうではなく、「諦念のイタリア」へと国民を馴致させる半ば暴力的な統合作用の結果であったと考えられる。この点において日本との類似性を見出すことができるだろう。

イタリアに先立つことほぼ半世紀、20世紀初頭のイギリスはどうであっただろうか。先進国民国家イギリスの成り立ちは、国家利益と国民の利益の原則的一致を前提としており、その意味で民主主義国家を標榜していたわけだが、兵役拒否という形でその間に齟齬が生じた際に、個人の自由の問題としてその権利を保障してきた従来の法的枠組みが改められ、拒否者の選挙権剥奪が法定され^⑫るという、国家利益優位の決定が下されていた。この移行の契機は、対外戦争の危機と兵制の弛緩による秩序維持の動搖だったとされるが、国民国家形成の時期的差異と国情の違いによる異動はあるものの、詰まるところ兵役を媒介とした国家・軍と国民個々の関係性においては、ほとんど共通した現象が、この間に起こっていたことが確認できる。相対的に後発国民国家であったイタリアと、絶対的後発であった日本において、その過程が強制的で暴力的に進行したことが特徴的であったことは言うまでもない。

このことは、もとより日本における兵役拒否のほとんどが忌避という形をとって現れたことと結びついている。そして、それは、近代日本における兵役拒否が、信仰の強靭さ、精神の崇高さという質的観点をひとまず捨象した時に、量的には徴兵忌避に一貫して収斂していったことの特質を、あらためてどのように問題にするかという論点が成立することを意味しないだろうか。その場合、後発国民国家形成の中で、国民皆兵を初発の国是とし、また発足当初から対外侵略を繰り返し続けた日本の、その意味で特殊日本的な軍事システムは当然検討の俎上にのぼらなければならない。そして、とくに、徴兵制度とその徹底的執行システムが問題になるのは当然であるが、さらに検証が積まれるべきは、その制度的圧力に抗い難い日常

生活、精神風土を生み出した（あるいは作り出された）人々の内面への照射ではないだろうか。帝國在郷軍人会はもとより、青年団、婦人会、後々には町内会や部落会といった、官製諸団体——これらが官製であったこと自体がそもそも特徴なのであり、重要なのが——が大きな役割を果たしつつ、たとえば、大正期から昭和前期にかけて進められた教化総動員運動や、戦時の国民精神総動員運動などにおける神職や僧侶、その他の宗教界の人々の行動、そして、そのリーダー的役割が町村民の内面生活に与えた影響等について、より克明な検証が進められる必要があるのではないかだろうか。

それは、良心的兵役拒否の問題を考える場合にも同様に関わってくるように思われる。良心的兵役拒否が宗教的な背景を持った明確な兵役拒否として位置付けられる以上、近代日本における人々の宗教観とそこに根ざした兵役との関係性はやはり重要な要素であり、キリスト教的基盤に立った灯台社の人々に、なぜ極限された形で表出したのかが問われなければならないだろう。

このことは、兵役拒否を媒介とした軍・国家と個の在り方、そしてそれを規定する近代日本の、人々の意識内容も含めた、社会規範の特質を把握する上でも重要な論点のように思える。「良心的兵役拒否」を直截に表明した矢部喜好らに対する軍当局者の対応に示された、意想外の事態に直面した当惑の面持ち。それは彼らを取り巻く衆人の意識も同様で、社会的秩序——それは国家権力によって整えられた国家的秩序に他ならないが——への反逆者を非難がましく遠巻きに眺め、近付けまいとする視線は、やはり異端に処する対応であって、軍国主義の浸潤がほぼ完成形態をとげていた戦時体制期にあっては、それは重大犯罪者に対するのと同義になっていくが、それでも理解不能の部分は最後までついて回っていたのではないだろうか。このことはつまり、戦前において形づくられていた社会規範、それは大方が権力的に、種々の支配・統合装置によって作られたものであったが、一方でそれを咀嚼しながら定着していった、

その意味で、從来からの日本の精神的風土に照応したものの中に、このような思想と行動を理解できる要素が乏しかったと考えられるということであり、日本における良心的兵役拒否の問題は、このような角度からあらためて照射されなければならないのではないかと考える。

それはまた、現在の我々を取り巻く状況を分析するに当たって、良心的兵役拒否の現代的意義を考える際にも関わりをもってくるのではないだろうか。現在の日本には徵兵制がないので、憲法上、良心的兵役拒否に対する言及もないわけだが、日本国憲法前文及び九条に示されている平和的生存権を基礎とした徹底した平和主義は、「個人としての戦闘のための武器を手にしない良心的兵役拒否の原理を國家規模に拡大したものと解することもできる」^⑯ という考え方、あるいは、「全ての日本国民の『良心』を総括したわけではないが、国民の良心的反戦平和主義に支えられることによって初めて国家レベルでの平和主義が実現する」^㉑ という考え方の中で、良心的兵役拒否の問題を位置付けようとするならば、日本の精神風土との関わりの中で、この積極的意義を確認する要素を探し求めておくことは重要であろう。

- ① 研究史としては、先駆的なものとして、阿部知二『良心的兵役拒否の思想』岩波書店 1969年などがあるが、良心的兵役拒否と徵兵忌避の間に、積極・消極などの差異を設け、二項対立的な捉え方が為されていた。このほか、稻垣真美『兵役を拒否した日本人』岩波書店 1972年は灯台社に拠った人々の兵役拒否の実相を克明に描いている。また、同『仏陀を背負いて街頭へ』岩波書店 1974年では、新興佛教青年連盟の戦時下の動きを明らかにし、宗教者の抵抗の姿勢を追及しようとした。徵兵忌避に関しては、菊池邦作『徵兵忌避の研究』立風書房 1977年がもっともまとまった研究として、精密な実証を行っている。研究書ではないが、徵兵忌避を扱った小説としては、丸谷才一『笹まくら』河出書房新社 1980年が異彩を放っている。これらの先行

- 研究に対して、最近、新たな実証や国際比較的な手法を加えた研究が加えられている。代表的なものとしては、稻垣真美『良心的兵役拒否の潮流』社会批評社 2002年が、灯台社に拠った人々のさらなる実証を追究とともに、現代の実例なども含み込みながら、良心的兵役拒否の広概念化を図ろうとしている。また、佐々木陽子編『兵役拒否』青弓社 2004年は、日本のみならず、アメリカ、ドイツ、イタリア、イギリスなどの兵役拒否の実相を解明しつつ、国際比較的手法で兵役拒否の現代的意味を問い合わせ直そうとしている。
- ② 軍事史、軍隊制度史等については枚挙に暇がないので割愛するが、徴兵制に関するものとしては、代表的なものとして、大江志乃夫『徴兵制』岩波書店 1981年、松下芳男『徴兵令制定史』五月書房 1981年（1942年の復刻）、遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店 1994年などをあげることができる。比較的最近の研究としては、加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館 1994年、吉田裕『日本の軍隊－兵士たちの近代史』岩波書店 2002年などがある。また、軍国主義浸潤のための補完的機能を果たしたと考えられる、在郷軍人会、青年団、婦人会などについても、いずれも多数の研究史の蓄積があるが、ここでは多くを触れられてないので省略する。
- ③ 佐々木前掲書。引用部分も同書から。
- ④ 稲垣前掲『良心的兵役拒否の潮流』。
- ⑤ 菊地前掲書。
- ⑥ 徴兵制度の変遷については、大江、松下前掲書などを参照。条文の引用等は、塩田庄兵衛、長谷川正安、藤原彰編『戦後史資料集』新日本出版社 1984年より。以下の引用も断らない限り同じ。
- ⑦ 菊池前掲書。
- ⑧ 同上。
- ⑨ 大濱徹也、小澤郁郎『改訂版 帝国陸海軍事典』同成社 1995年。
- ⑩ 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典[第2版]』東京大学出版会 2005年。
- ⑪ 小澤真人、NHK取材班『赤紙』創元社 1997年。
- ⑫ 菊地前掲書。尚、これ以後の引用はとくに断らない限り同書から。
- ⑬ 中村尚美、君島和彦、平田哲男編『史料 日本近現代史 I 近代日本の形成—開国～大逆事件』三省堂 1985年。
- ⑭ 佐々木前掲書など。
- ⑮ 稲垣真美前掲『良心的兵役拒否の潮流』。
- ⑯ 同上及び佐々木前掲書。
- ⑰ イタリアにおける兵役拒否の様相については、藤澤房俊「近代イタリアの国民形成と徴兵制度」佐々木前掲書。尚、引用は同論文より。
- ⑱ イギリスにおける兵役拒否の様相については、渡辺知「第1次大戦期イギリスにおける良心的兵役拒否者」佐々木前掲書。
- ⑲ 宮田光雄『非武装国民抵抗の思想』岩波新書 1971年。
- ⑳ 阿部照哉「良心の自由と反戦平和運動」田畠忍教授古稀記念論集刊行委員会編『現代における平和と人権』日本評論社 1972年。